■申請手続きの流れ

※助成要綱第10条住宅供給事業者による特例申請の手続きの流れについては次ページ

【助成金交付要綱第9条関係】（個人・法人による設置後の申請）

	公益財団法人 東京都環境公社 （地球温暖化防止活動推進センター） 受付・審査・交付	必要書類	助成金申請者 （手続代行者） 対象機器設置
申請前			見積もり ↓ 契約 ↓ 対象機器設置完了
申請受理審査	受理 ↓ 審査	必要書類（個人申請のとき） 助成金交付申請書（兼設置完了報告書） 申請者本人確認書類（運転免許証等） 対象機器の領収書・内訳書 対象機器の保証書 助成対象住宅の全景写真 対象機器の設置状態を示す写真 対象機器の銘板を示す写真 通帳の写し又は口座証明書の写し 集合住宅等であることが確認できる書類 （※）集合住宅に機器を設置する場合 総戸数等のわかる書類 ※蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを申請する場合 ・「電力受給契約申込書」又は「接続契約のご案内」 ・太陽光発電システムの出力対比表 ・太陽光発電システムの設置状況を示す など	↓ （太陽光発電システムの設置のみ） 電力受給契約 ↓ **助成金申請** ★交付申請期限は、 平成32年3月31日です。 ★ただし、平成31年10月1日から平成32年3月31日までに事前申請を行った場合においては、平成32年4月1日から平成33年9月30日までの期間に助成金の交付申請を行うことができます。
申請受理審査後	交付決定 ↓ 助成金の支払		受領 入金
	報告の受理	新築住宅等しゅん工届出書（第16号様 検査済証 ※検査済証の発行日から30日以内又は平成34年3月31日のいずれか早い日までに提出	助成対象機器等を設置した建物のしゅん工した旨の届出（報告） 建物のしゅん工 （新築住宅のみ）

【助成金交付要綱第10条関係】（住宅供給事業者による特例交付申請）

	公益財団法人 東京都環境公社 （地球温暖化防止活動推進センター） 受付・審査・交付	必要書類	助成金申請者 （住宅供給事業者等） 対象システム設置	
申請前			対象機器に係る メーカー等見積もり 対象機器の所有・維持管理 に係る重要事項説明書の作成（※）	（※）重要事項説明書等において、住宅の引渡しと同時に、対象機器の所有権が引き継がれること等が記載されていること
事前申請受理審査 （交付要綱 第10条第1項関係）	受理 審査 受理決定通知書の送付	必要書類 助成金事前交付申請書 （事前申請（特例申請）用 法人申請者実在証明書類 納税証明書 対象機器見積書 対象機器等が助成金交付要件に適合することを証明する書類 対象機器等を設置する建物の住所を確認できる書類 重要事項説明書等（原案・一部抜粋） 集合住宅等であることが確認できる書類 （※）総戸数等が確認できるものであること	特例申請 ★申請期限は、 平成32年3月31日です。 受領	（住宅購入契約）
申請受理審査 （交付要綱 第10条第3項関係）	報告の受理 受理 審査（現場調査等）	工事着工後の現場写真等 建設計画のとおりに着工した事実を証明できるもの 助成金交付申請書等（兼設置完了報告書） 対象機器の領収書・内訳書 対象機器の保証書 （※）提出が困難な場合、『設置機器が新品かつ未使用品であることの証明』でも可 助成対象住宅の全景写真 対象機器の設置状態を示す写真 対象機器の銘板を示す写真 通帳の写し又は、口座証明書 法人申請者実在証明書類 納税証明書 集合住宅等であることが確認できる書類 （※）総戸数等が確認できるものであること 重要事項説明書等 ※蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホーム システムを申請する場合 ・「電力受給契約申込書」 ・太陽光発電システムの出力対比表 ・太陽光発電システムの設置状況を示す写真 など	工事着工の報告 対象機器の購入・設置 助成金交付申請 ★ 交付申請期限は、 平成33年9月30日です。 （領収書の日付（領収日）から6ヶ月以内に申請）	
申請受理審査後	交付決定 助成金の支払		交付決定通知書受領 入金	
	報告の受理	新築住宅等しゅん工届出書（第16号様 検査済証 ※検査済証の発行日から30日以内又は平成34年3月31日のいずれか早い日までに提出	助成対象機器等を設置した建物のしゅん工した旨の届出（報告）	建物のしゅん工 （新築住宅のみ）